

公益社団法人兵庫みどり公社と農地中間管理事業

公益社団法人兵庫みどり公社は、兵庫県の農林業施策を円滑に推進するため、県・市町・森林組合等の出資により設立された公的機関です。

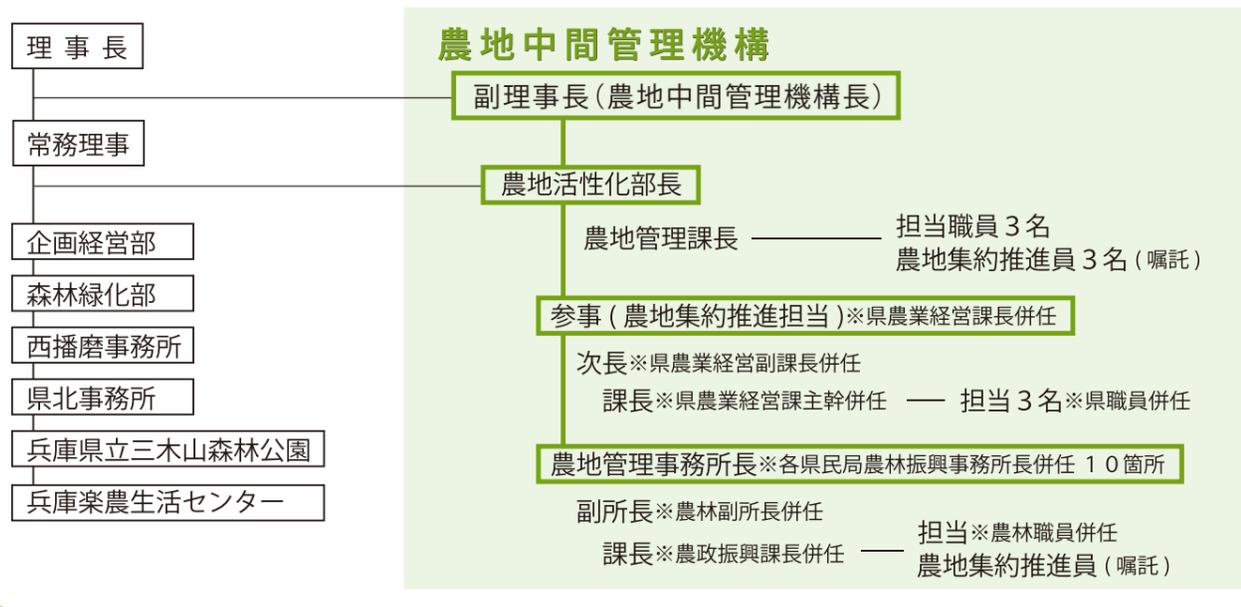
平成26年4月に農地活性化部を再編整備し、農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定に基づき、兵庫県知事から県内唯一の農地中間管理機構に指定されました。

機構の指定に当たっては、

- 公社に専任の役員ポスト(副理事長)を新設、農地活性化部長、農地管理課長、担当職員を県から派遣
- 県の本庁主務課である農業経営課の課長、副課長、班長、主幹、担当職員を公社職員として併任
- 県民局農林(水産)振興事務所を公社農地活性化部が管轄する農地管理事務所として位置づけ、所長、副所長、農政振興課長、担当職員を公社職員として併任
- 本社及び農地管理事務所に常勤の農地集約推進員(嘱託)を配置

など県・公社一体となった推進体制を整備し、農地中間管理事業を運営しています。

公益社団法人 兵庫みどり公社



— 農地中間管理機構 —

公益社団法人 兵庫みどり公社

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目7-18(兵庫県下山手分室内)

TEL:078-361-8114(農地活性化部農地管理課) FAX:078-361-8128

ホームページ <http://www.forest-hyogo.jp>



● 農地管理事務所 (各県民局農林振興事務所内に設置) ●

神戸農地管理事務所 TEL: 078-361-8550
 阪神農地管理事務所 TEL: 079-562-8849
 加古川農地管理事務所 TEL: 079-421-9159
 加東農地管理事務所 TEL: 0795-42-9421
 姫路農地管理事務所 TEL: 079-281-9285

光都農地管理事務所 TEL: 0791-58-2194
 豊岡農地管理事務所 TEL: 0796-26-3697
 朝来農地管理事務所 TEL: 079-672-6878
 丹波農地管理事務所 TEL: 0795-73-3791
 洲本農地管理事務所 TEL: 0799-26-2083

農地を未来につなぎ、
食と環境を守る!



預けて安心!

確かな実績!

借りて納得!

農地中間管理事業

平成29年度

農地集積・集約化事例集



— 農地中間管理機構 —

公益社団法人 兵庫みどり公社

はじめに

農地の集積・集約化の取り組みを加速化させるため、平成26年度から農地中間管理事業が始まりました。兵庫県では、公益社団法人兵庫みどり公社が農地中間管理機構として県知事の指定を受け事業を実施しています。

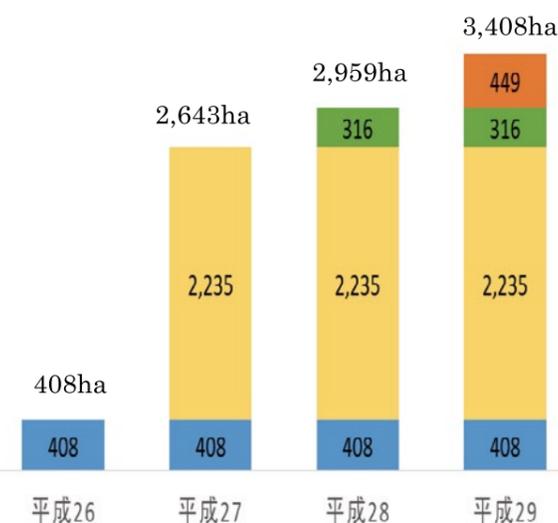
当公社では、事業の目的を「農地の有効活用を図り、農業経営の効率化や経営組織(者)の所得向上、さらには農村地域の健全な維持発展をめざす。」と定義づけ、県をはじめ、市町、農業委員会、JAなど関係機関と目的意識を共有し、連携して事業を推進しています。

これまでの4年間に、地域、集落での話し合いを基本に農地の有効活用に向けた調整を行い、約3,400ha(約25千筆)の農地を機構が預かり、526経営体に貸付を行いました。

こうした中で、今回、地域の課題解決に向けて取り組んだ特徴的な事例を取りまとめました。本事例集が、地域での新たな取り組みのきっかけづくりや、議論を深めるために活用いただければ幸いです。

<参考>事業推進状況

1 機構貸付面積



※数値は平成30年3月末現在

2 貸付者の内訳

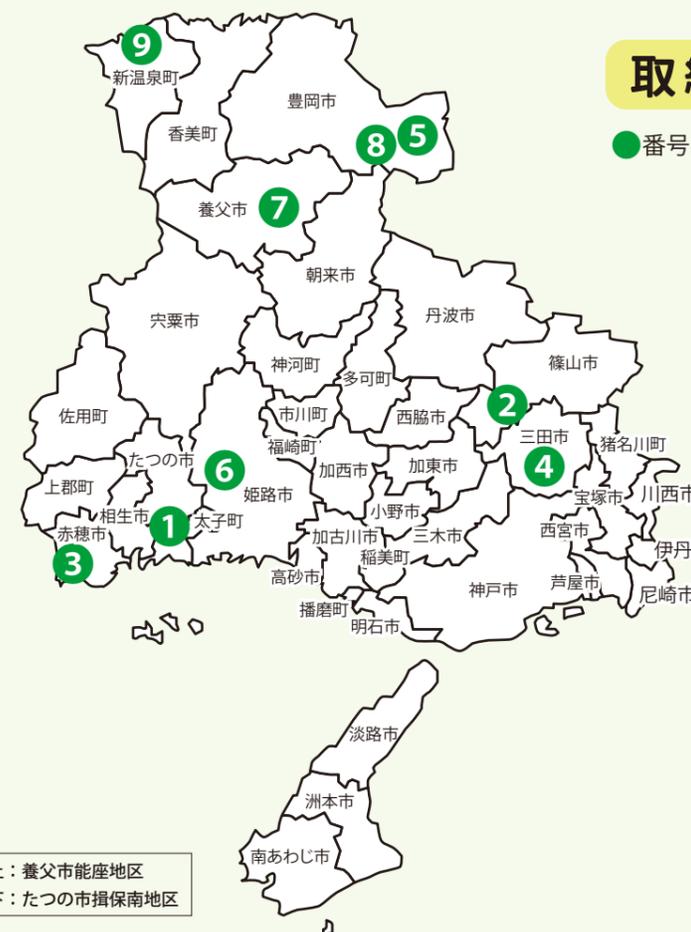
区分	経営体数	貸付面積	割合
集落営農法人	90	2,127ha	63%
大規模農業経営者	170	751ha	22%
JA・市町出資法人	6	115ha	3%
農業参入企業	28	82ha	2%
新規就農者	31	20ha	1%
規模拡大志向農家	201	313ha	9%
合計	526	3,408ha	

取組事例目次

- 事例01 広域での集落営農の法人化による集積・集約化 たつの市揖保南地区 いぼみなみ3
- 事例02 人・農地プランの取組から農地中間管理事業の取組へ 篠山市今田町黒石地区 くろいし5
- 事例03 地域外担い手のエリアから新規就農者へののれん分け 赤穂市福浦地区 ふくaura7
- 事例04 人・農地プランの調整からの新規就農者(施設園芸型)への集積 三田市下深田地区 しもふかた9
- 事例05 新規就農者(土地利用型)への集積・集約化 豊岡市但東町佐田地区 さだ11
- 事例06 集落(農会)と農業参入企業との連携による集積 姫路市下伊勢地区 しもいせ13
- 事例07 農業参入企業による中山間棚田での集積・集約化 養父市能座地区 のうざ15
- 事例08 農業委員会と連携し機構を通じた遊休農地の解消 豊岡市出石町谷山地区 たにやま17
- 事例09 土地改良事業を契機とした集積・集約化 新温泉町大庭地区 おおば19

取組地区位置図

●番号は事例の地区を表示しています。



■表紙写真

左上：新温泉町大庭地区 右上：養父市能座地区
左下：姫路市下伊勢地区 右下：たつの市揖保南地区

取組のポイント	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域集落営農の法人化等を推進するため、県・市・JA参画による三者連絡会議において、営農組合の法人化、人・農地プランの策定、農地中間管理事業の活用について一体的推進を図った。 2 母体である揖保南営農組合は、今一歩法人化に踏み出せなかったが、県・市・JAの連携チームの強力なサポートもと広域集落営農法人『(株)ファーム揖保の里』を設立するとともに、農地中間管理事業を活用した農地の集積、集約に取り組んだ。
地区概要・特徴	<ol style="list-style-type: none"> 1 揖保南地区は、たつの市の南東部に位置し、ほ場整備田を中心に水稻、大豆等の土地利用作物の作付が行われており、小麦は、高タンパク小麦で、地元しょう油メーカーと契約栽培を行っている。 2 ほ場整備田を中心に広域集落営農法人への集積・集約化が進んでいるが、住宅介在地などの未整備田の農地保全の対応が求められている。(農地面積61.7ha、農家戸数135戸)
推進体制(役割分担)	<ol style="list-style-type: none"> ①市: 営農組合役員への法人化の誘導、農地中間管理事業の活用推進 ②機構・農林: 地権者への「人・農地プラン、農地中間管理事業の制度概要」及び「通常の利用権設定との違いとメリット」及び「手続き」の説明 ③普及センター: 役員への法人化の誘導、手続きに係る指導 ④JA: 役員への法人化の誘導、農地中間管理事業の活用推進 ⑤農業委員会: 現状の地権者、耕作者情報等の農地情報の提供
取組経過	<p>H26～27年度: 市、JA、普及センターが連携し、集落役員に対し、人・農地プラン策定、法人化の誘導、農地中間管理事業の活用推進を図る。</p> <p>H28年9月～: JA、市、普及センター、農林事務所が各集落で制度説明を実施した。</p> <p>H29年2月～: 広域集落営農法人(株)ファーム揖保の里を設立し、農地中間管理事業を活用して農地の借受を実施した。</p>
成果・今後の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 成果と今後の対応 <ol style="list-style-type: none"> ①真砂、萩原、東用の3集落からなる揖保南営農組合において経営基盤の強化を目指し、広域集落営農法人『(株)ファーム揖保の里』が誕生するとともに、法人化の取組と合わせ、3集落(真砂・萩原・東用)一本の人・農地プランと農地中間管理事業に取り組み、広域地区内での農地保全体制が構築できた。 ②今後は、水稻以外の高収益作物の導入も進め、法人経営の高度化と安定経営を目指す。 ③リタイヤする自作農家の農地も人・農地プランの見直しの中で順次集積を進める。 2 主な担い手: 広域集落営農法人(株)ファーム揖保の里 3 定量成果: 集落営農法人への集積面積(集積率)の上昇 0ha(0%)→37.4ha(61%) 4 出し手の感想・意見 <ol style="list-style-type: none"> ①長期的に安定して農地を営農組合法人に預かってもらえるので安心 ②現状の住宅介在農地などは未整備田のままなので管理に不安が残る。 5 受け手の感想・意見 <ol style="list-style-type: none"> ①広域での営農組合の法人化を契機として、地域における農地利用の将来像について各集落と営農組合が徹底した話し合いができ、将来に向けての農地保全の方向性が明らかになった。

キーマンコメント

集落営農の法人化など地域農業を支える普及センター!!



龍野農業改良普及センター
担当課長補佐
高橋 寛之

平成27年度から当地区を担当し、集落営農の法人化、人・農地プランの策定、農地中間管理事業の推進について、毎月開催している三者連絡会議(たつの市営農指導連絡協議会)を活用して積極的に推進しております。

普及センターとして集落営農の法人化は、「集落の役員が法人化の意義、目的を理解し、自分の言葉で集落内に説明できるレベルまでサポートし、集落役員から集落の方々に説明することを基本」としております。普及センターは、あくまで黒子としてのサポーターであります。法人設立に向けて普及センター主催の法人化勉強会を重ね、法人化につなげることができました。

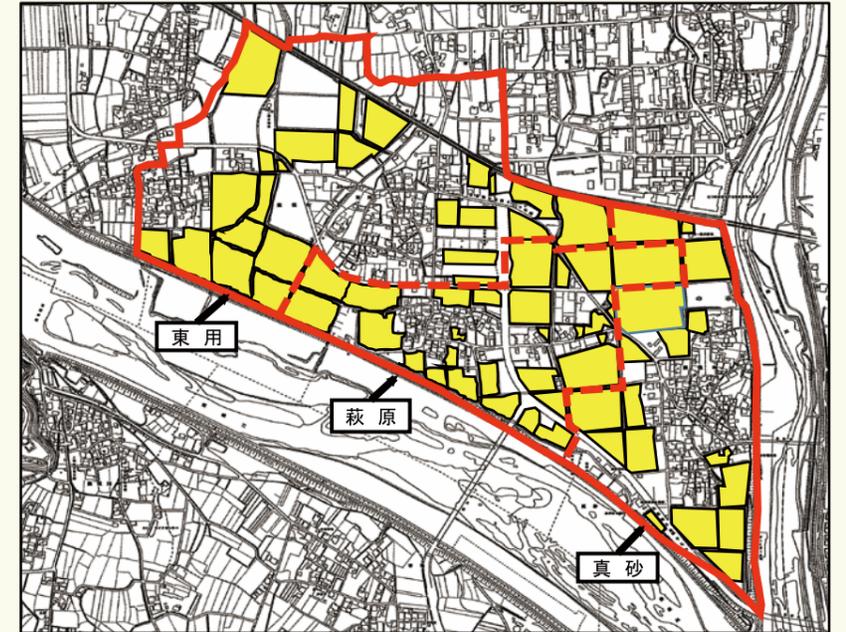
幸いたつの市では集落営農連絡協議会があり、法人化の基礎知識が学べるとともに、近隣で先行した集落営農法人の情報も入手でき、お互い切磋琢磨できる環境が整っております。今後とも三者連絡会議(たつの市営農指導連絡協議会)を最大限活用し、管内の他地区での集落営農の法人化、人・農地プランの策定、農地中間管理事業の一体的推進を図っていきます。

農地中間管理事業の活用状況

実施前

〈耕作状況〉
■集落営農組織

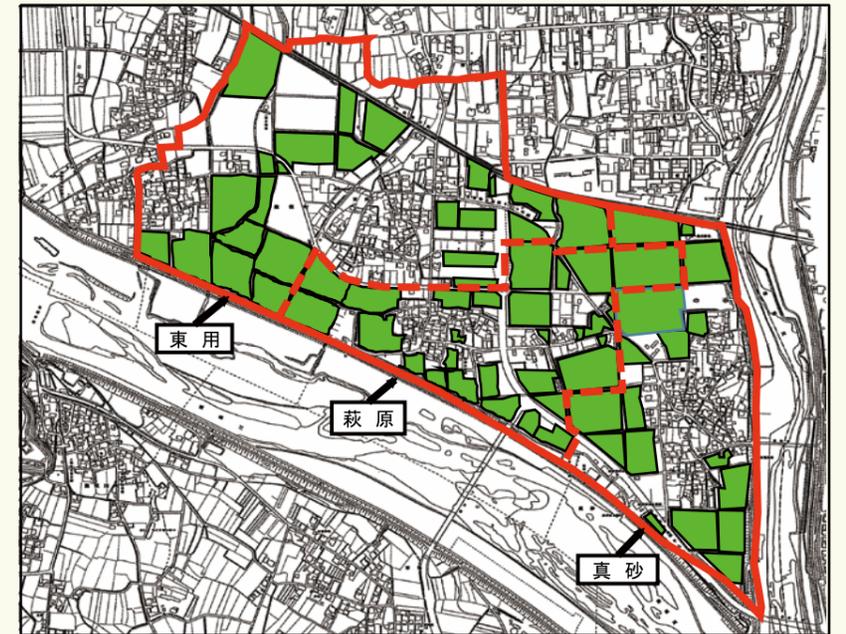
3集落からなる広域の集落営農組織が営農展開



実施後

〈貸付先〉
■集落営農法人

集落営農組織の法人化に合わせ農地中間管理事業を活用した長期の権利設定を実施



取組のポイント	<ol style="list-style-type: none"> 1 篠山市の強力なリーダーシップのもと、人・農地プランを策定し、担い手への農地集積・集約化を図る。 2 人・農地プランの見直しの中で将来の農地保全について検討するため、農地利用図を作成し出し手、受け手等の意向確認を行い、担い手間での調整を実施した。 3 高齢の担い手のリタイアに合わせ、農地の集約化を行う方向性も確認し、農地中間管理事業を活用することを決定した。
地区概要・特徴	<ol style="list-style-type: none"> 1 篠山市の南部中山間地域に位置し、水稻、黒大豆、白大豆の生産が行われている。 2 認定農業者1名、大規模経営農家2名が中心となり、農業者のリタイアに合わせて農地集積、集約化を進める方向である。 3 農地中間管理事業の説明会には、集落世帯代表全てが参加し議論するなど、将来に向けての農地保全に熱心な地域である。(農地面積35ha、農家戸数32戸)
推進体制(役割分担)	<ol style="list-style-type: none"> ①市:農家へのアンケート調査の実施、役員への事業説明会や相談会、集落説明会の開催 ②JA:営農指導 ③県、機構:事業説明会、集落説明会、農地のマッチング・アドバイス等の支援 ④農業委員会:現状の地権者、耕作者情報等の農地情報の提供
取組経過	<p>平成27年度:農会長が人・農地プランを策定する事について地区内説明し了解後、アンケートを実施する。農会長がアンケート結果や人・農地プランの策定と合わせ農地中間管理事業に取り組むことを説明し、地区内了解を得る。</p> <p>平成28年度:その結果を市に提出し、人・農地プランの策定と合わせ農地中間管理事業の調整を開始する。</p> <p>平成29年度:農地の貸借関係の明確化と、地区内の賃貸借料金の統一化を図り、今後の地区内の農地は、地区内の担い手で集積を図り、農業生産の効率化を進める。</p>
成果・今後の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 成果と今後の対応 <ol style="list-style-type: none"> ①地区内の賃貸借料金の統一化を図り、担い手への農地の集積・集約化を図ることとなり、地区内の農地保全体制の基盤が整備された。 ②今後は、自作農家のリタイアと合わせ、人・農地プランを見直し、担い手への農地の集積・集約化を進める。 2 主な担い手:認定農業者 1名 大規模経営農家 2名 3 定量成果:担い手の集積面積(集積率)の上昇 14ha(40%)→20ha(57%) 4 出し手の感想・意見 農地中間管理事業を活用することで、将来の農地管理の不安が解消した。 5 受け手の感想・意見 賃料の統一が図られ、更に契約・支払い事務に係る時間コストが低減できる。人・農地プランに基づく、さらなる農地の集積、集約化を進める体制が整ったことは、今後の経営の効率化に大きく結び付く。

キーマンコメント

人・農地プランを進める農地中間管理事業が基本!!

平成24年度から人・農地プランの担当をしております。篠山市では平成25年度に旧中学校校区単位の広域プランを策定し、平成26年度以降は、集落役員と担い手が集落内農地、担い手確保の将来について話し合いたいとの要望がある集落で人・農地プランの作成に取り組みました。

市が話し合いの場を設定する方式を進め、まず初めに市から集落役員に説明と打合せを行い、その後は集落役員を中心に地元の農地所有者での話し合いを進めていただきました。それによって、農地所有者と担い手が相手の考え方や期待することの違いも理解でき、それに対応するため話し合いを重ねることで、両者の立場を理解することに繋がりました。

将来に対する農地保全については、農地所有者も不安、預かる担い手も農業を継続していけるか不安がありました。その不安に対して、公的機関である農地中間管理機構が入り農地を保全することは、農地所有者、担い手の双方の安心感が醸成されるなど「農地のセーフティネット」が構築できると感じています。

集落単位の人・農地プランが策定された地区では、集落役員を中心に十分な話し合いができていますため農地中間管理事業の活用が進んでいます。

今後とも市として、集落単位の人・農地プランの策定の場づくりを進め、農地中間管理事業の活用が進むことを期待しています。

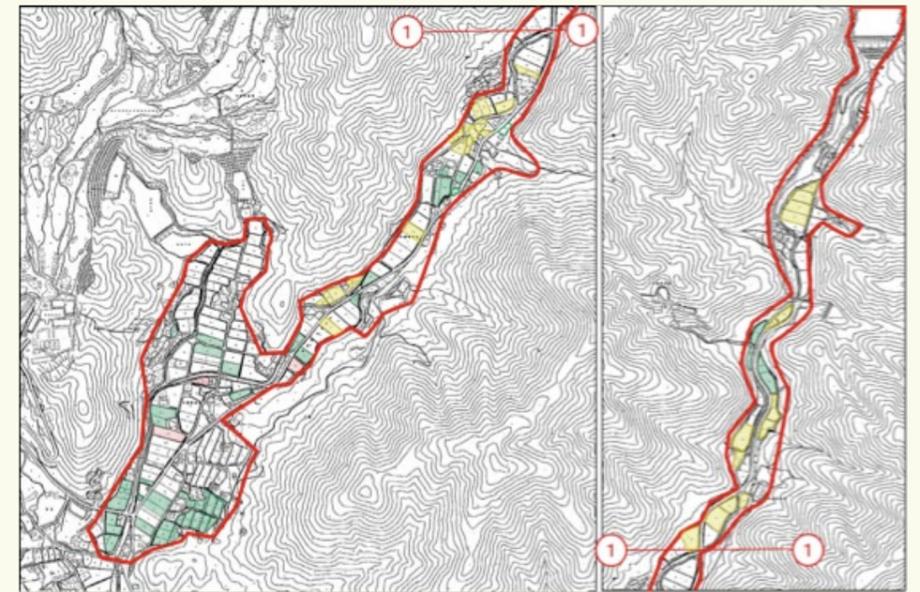


篠山市農都政策課
担い手支援係長
竹見 政徳

農地中間管理事業の活用状況

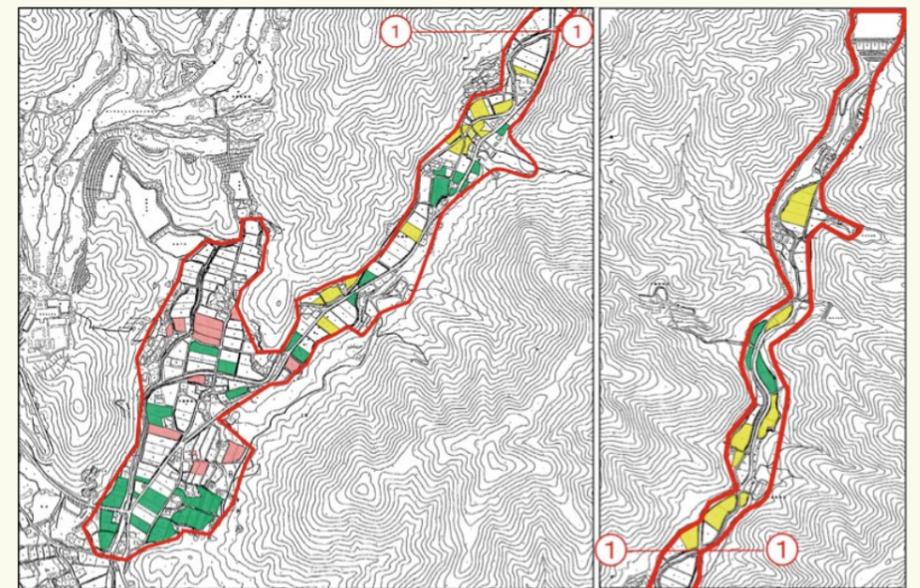
実施前

〈耕作状況〉
■ 認定農業者A
■ 大規模経営農家B
■ 大規模経営農家C



実施後

〈貸付先〉
■ 認定農業者A
■ 大規模経営農家B
■ 大規模経営農家C



農地中間管理事業を活用した長期の権利設定による切替と合わせた農地の新規集積

○篠山市における集落での人・農地プランの話し合い状況



取組のポイント	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域内に担い手がないため、地域外の担い手に農地の集積・集約化を進め、相対契約から農地中間管理事業への切替を通じてエリア分けを行った。 2 地域外担い手農家が集積している農地について、独立就農予定の新規就農者へののれん分けを行う形で新たなエリア分けを進めている。 3 市の地域連携推進員による地権者と担い手農家2名との調整を軸に、毎月開催の県・機構、市、JA参画の三者連絡協議会で関係機関が連携を図りつつ推進した。
地区概要・特徴	<ol style="list-style-type: none"> 1 福浦地区は昭和50年代にほ場整備を実施し、水稻中心の作付けが行われているが、集落内に中心となる担い手がおらず、地域外の認定農業者が徐々に預かる農地を増やしている。 2 地域外の認定農業者も高齢のため、雇用している若者に農地をのれん分けして、平成30年に新規就農させるに当たり、効率的な農業経営を行う観点から受け持つ農地のエリア分けも進めている。 3 多面的機能支払いを最大限活用し、集落も農道や水路の草刈りを実施しており、共用部分で担い手と役割分担を行っている。（農地面積87.7ha、農家戸数134戸）
推進体制（役割分担）	<ol style="list-style-type: none"> ①市：地域連携推進員による集落農会・地権者と担い手との調整 ②機構・県：担い手や地権者への農地中間管理事業の説明、関係機関の連絡調整 ③農業委員会：現状の地権者、耕作者情報等の農地情報の提供
取組経過	<p>平成26年度：市の地域連携推進員が地域外の認定農業者2名と連絡を取り合いながら、農会や地権者と調整を取り、農地の集積・集約を進めた。</p> <p>平成28年度：取組を更に加速するため、機構、市、農業委員会でプロジェクトチームを結成し、現地打合せの実施や認定農業者との面談を重ね、農地中間管理事業について集落農会・地権者へ説明し、活用を進めている。</p> <p>平成29年度：地域外担い手農家が集積している農地について、新規就農者へののれん分けのエリアを決定し、平成30年から作付を行う予定である。</p>
成果・今後の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 成果と今後の対応 <ol style="list-style-type: none"> ①集落において、認定農業者A氏、B氏のエリア分けによる機構を利用した農地の集積・集約がほぼ完了し、農地の長期保全体制が構築できた。 ②今後は、自作農家がリタイヤした場合は、それぞれの認定農業者に集約化を行う。 ③認定農業者A氏の集積農地を雇用就農しているC氏に平成30年度から順次ののれん分けし、後継者の育成を図る。地域としては、農地の耕作継承がされることに歓迎している。 2 主な担い手：認定農業者2名、認定新規就農者1名 3 定量成果：担い手の集積面積（集積率）の上昇 31ha(35.3%)→38.1ha(43.4%) 4 出し手の感想・意見 長期に渡り、担い手へ機構を通じて農地を貸すことができるので安心できる。 5 受け手の感想・意見 <ol style="list-style-type: none"> ①借受農地をきれいにエリア分けできたので、効率的な営農が期待できる。今後、新規就農者へののれん分けも進め農地の長期保全体制の構築も進められる。 ②集落内では、多面的維持支払交付金を活用して、共同で草刈り、水路掃除を実施してもらっているので、安心して営農ができる。

キーマンコメント

市独自の推進員と機構が連携した推進に大きな手応え!!



赤穂市産業観光課
地域連携推進員
深井 照彦

私は、赤穂市で「人・農地プラン」と「農地中間管理事業」の一体的な推進業務を担当しております。福浦地区で農地中間管理事業の活用に至ったきっかけは、地域外の認定農業者さんから「既存の相対契約数が膨大で、契約更新手続きの際は地主さんの対応が大変。まして農繁期は・・・」等の申し入れでした。

認定農業者の意向を受け毎月開催の三者連絡協議会（農林、機構、普及センター、市、JA）で機構活用に係る今後の取組を協議し、市役所において「人・農地プラン」に位置付けられている担い手の農地の集積、集約化計画の青写真を描きながら農地利用図を作成しました。

地主の方は、自己所有地の利用状況は把握できても地域全体の農地状況の把握はしづらく、また、農地を預けたいという思いと、効率的な農業経営をしたいという担い手の思いをまとめた「人・農地プラン」は地域の合意形成を図るうえで、大変有効でした。

また、農地中間管理事業は「人・農地プラン」との一体的な推進が効果的であり、特に農地の見える化による農地利用図の作成は、地権者との契約交渉時をはじめ、担い手への農地集積状況の把握過程において、大変理解を得られ易い推進資材となりました。今後も地域農業の担い手に寄り添い農地中間管理事業を積極的に推進したいと思います。

農地中間管理事業の活用状況

平成
29年
作付

〈耕作状況〉
■認定農業者A
■認定農業者B



平成
30年
作付

〈貸付先〉
■認定農業者A
■認定農業者B
■認定新規就農者C



認定農業者A氏の集約された一団の農地を認定新規就農者C氏に農地中間管理事業を活用したのれん分けを実施



<p>取組のポイント</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 人・農地プランの策定・見直しと一体的に農地中間管理事業に取り組み、集落をあげて新たな担い手の受け入れを積極的に推進した。 2 新規就農予定者は、集落内の認定農業者の所で研修できたので、スムーズに新規就農できた。 3 人・農地プランでの調整の中で新規就農者は、農地の確保ができ、集落内の各担い手との農地中間管理事業を通じた農地集積エリア等の調整をスムーズに行う事ができた。
<p>地区概要・特徴</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 下深田地区は、三田市の南部に位置し、ほ場整備田を中心に水稻、黒大豆、野菜生産が行われている都市近郊農業地域である。 2 個別農業経営体を中心となる集落であり、農業者の高齢化が進んでおり、今後とも地域の担い手確保が必要とされている。(農地面積18.9ha、農家戸数22戸)
<p>推進体制(役割分担)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①市:地域の合意形成支援、人・農地プラン作成支援 ②JA:営農相談、就農支援 ③県:新規就農支援 ④機構:地域のマッチング合意形成、事務手続き支援 ⑤農業委員会:現状の地権者、耕作者情報等の農地情報の提供
<p>取組経過</p>	<p>平成27年1月 集落で農地中間管理事業、人・農地プランについての説明会開催 平成27年4月 「下深田地区人・農地プラン」の作成 平成27年5月 農地中間管理機構から農地を借受</p>
<p>成果・今後の対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 成果と今後の対応 <ol style="list-style-type: none"> ①人・農地プランの検討の中で地域内の認定農業者と認定農業者のもとで研修中の新規就農者が調整し、エリア分けを行い農地の集約化・集積化を図ることができた。 ②今後の担い手への集積は、事前に人・農地プランで各担い手のエリア調整されているため、担い手が希望する面積の農地がまとまれば貸付を行う。 2 主な担い手:認定農業者(法人)1社 認定新規就農者2名 3 定量成果:新規就農者(施設園芸型)への集積面積の増加 0ha → 1ha 4 出し手の感想・意見 若い新規就農者へ農地中間管理機構を通じて、農地を貸付できたので、将来の農地管理の不安が解消した。 5 受け手の感想・意見 新規就農するにあたり、人・農地プランの話し合いの中で集落内の担い手との調整が円滑に行われ、農地中間管理事業を活用し各種メリット措置も受けることができスムーズに就農できた。

キーマンコメント

新規就農希望者は将来の地域担い手!!



阪神農地管理事務所
農地集約推進員
原田 祥一

私は、農地中間管理事業が開始された平成26年度から阪神地区の農地中間管理事業を担当しております。当地区は、平成26年度から関係機関と連携し重点推進している地区であります。

当地区を含む三田市は、都市近郊農業が行われており、農業が盛んな地域ですが、農業者の高齢化は深刻であり、それに伴う農地保全の問題も喫緊の課題となっております。そこで定期的に行われる市、JA、農業委員会、普及センターの連携会議で新規就農者を地域の担い手として育成、農地保全対策を重点課題として検討を重ねておりました。

まずは人・農地プランを話し合いする過程で、地元と将来像の認識と共有を図り、公的機関である農地中間管理機構を活用した長期農地保全体制の検討を開始しました。

人・農地プランは、①中心経営体になる法人で研修中の新規就農者とも話し合いのうえ、関係機関と協議し、②地元農会との調整により、中心経営体以外の担い手とも農地のエリア分けなど、③今後の経営拡大も見据えた長期営農計画考慮し、新規就農者も担い手に位置付けて完成しました。その後、農地中間管理事業を通じて農地確保のうえ、新規就農にいたりました。

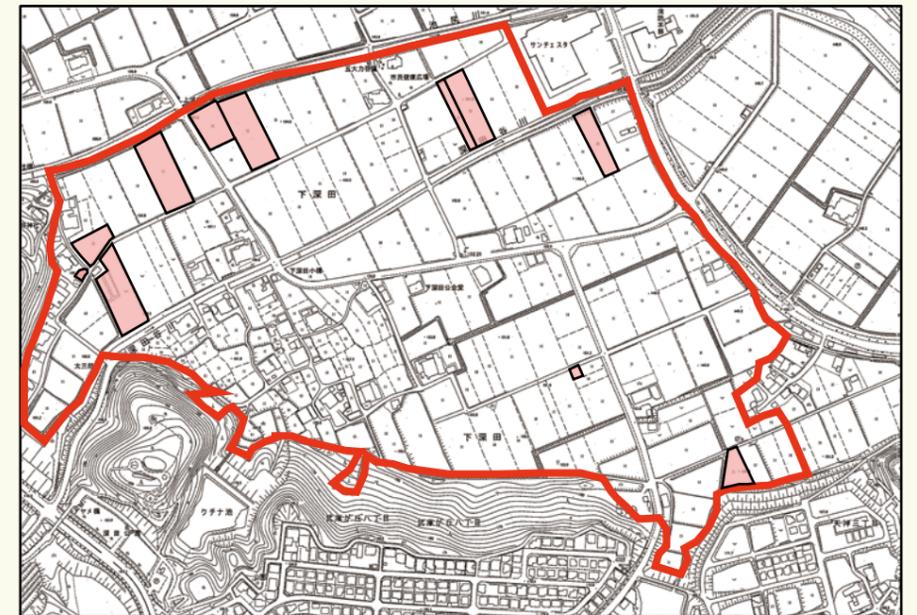
今後とも、農地集約推進員は、地元の農地の集積・集約化のサポーターとして役割は大きいと感じており、日々の活動を通じ農地中間管理事業を推進していきたいと思っております。

農地中間管理事業の活用状況

実施前

〈耕作状況〉
■認定農業者(法人)A

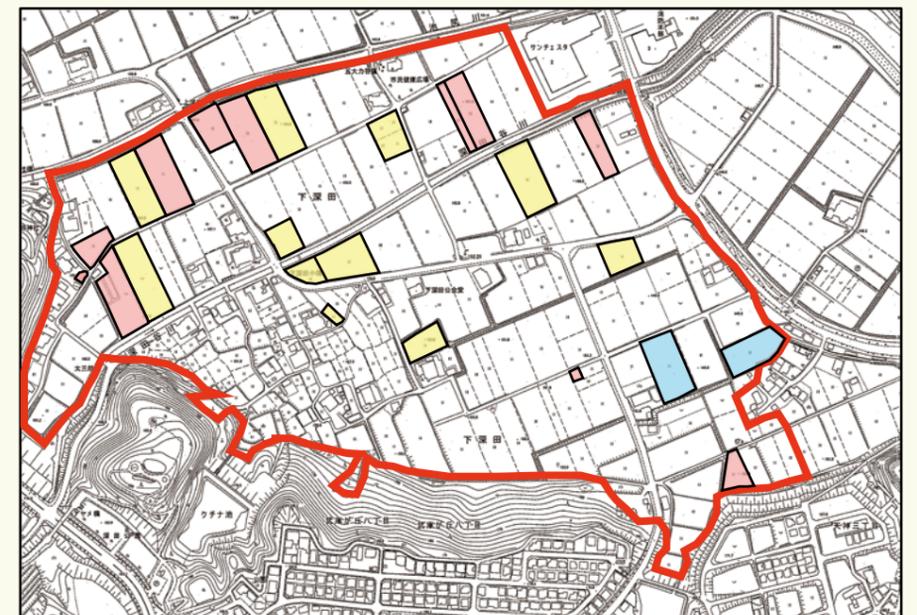
規模縮小、リタイヤ農家の増加による、遊休農地の発生が懸念



実施後

〈貸付先〉
■認定農業者(法人)A
■認定新規就農者B
■認定新規就農者C

大まかな区分分けを行い認定新規就農者に農地を集積



取組のポイント	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊岡市が実施している新規就農者養成事業「豊岡農業スクール」を卒業した新規就農者に対して、農会、市、機構が連携し、人・農地プランの見直しと併せ農地中間管理事業を活用し、農地を貸付できた。 2 県下でも数少ない農外から土地利用型農業(水稻)への新規就農者に対し、農会のバックアップもあり、スムーズな農業経営につながった。
地区概要・特徴	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊岡市の東部に位置する但東町佐田地区は、ほ場整備は進んでいるが、高齢化の進展により担い手不足となっており、それに伴い農地を保全する担い手を地域外に求めている状況にあった。 2 そのため、農会が新規就農者に対して、技術だけでなく、生活や地区の共同活動もサポートする体制を整えている。(農地面積22.1ha、農家戸数31戸)
推進体制(役割分担)	<ol style="list-style-type: none"> ①農会:地域の合意形成、農地のマッチング調整 ②市:事務手続きを支援 ③県:新規就農支援 ④機構:事業説明、合意形成支援、農地のマッチング調整 ⑤農業委員会:現状の地権者、耕作者情報等の農地情報の提供
取組経過	<p>平成28年10月:農業スクール運営事務局による卒業生の受け入れ要請に対して佐田地区へのマッチングの推進(人・農地プランの見直しと同時並行で調整)</p> <p>同年11月以降:地元農会、自治会で受け入れについて話し合いを重ね、新規就農者の受け入れと耕作農地を決定</p> <p>平成29年12月:地元農会のバックアップのもと4.9haを新規就農者へ農地集積</p>
成果・今後の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 成果と今後の対応 <ol style="list-style-type: none"> ①非農家出身の新規就農者としては異例となる約5haの集積面積となったが、地元の協力体制や先輩農業者の助けがあり、スムーズな農業経営基盤の構築に成功した。 ②今後は、新規就農者の経営安定のため、より面積拡大が必要となっており、地域でリタイヤする農業者の農地をスムーズに転貸できる仕組みの構築を目指す。(人・農地プランの見直しを最大限活用) 2 主な担い手:認定新規就農者 1名 3 定量成果:担い手の集積面積(集積率)の上昇 0ha(0%)→4.9ha(22%) 4 出し手の感想・意見 農地中間管理事業を活用することで、将来の農地管理の不安が解消した。 5 受け手の感想・意見 新規就農者として、佐田地区の皆さんに受け入れられ、約5haの農地の提供を受けたことに感謝し、今後の農業経営の安定に努める。

キーマンコメント

農会の主体的な農地調整等により若い就農希望者の就農を実現!!



豊岡市但東町佐田地区
農会長
横谷 憲治

私は、平成23年度から担当し、当時農会で実施した人・農地プランの意向調査では約8割の農地で貸付希望がありました。平成27年度に町内の大規模経営法人に相談を行ったところ、5年後を目途に段階的に農地の受託をしていただくことで調整ができました。

ところが、平成28年度に他地区から入作している担い手の撤退や集落内の営農組織の解散により新たに2.5haの農地が休耕田となりました。再び先の法人に相談したところ、とりあえずは55aの休耕田でトウモロコシの栽培と販売をしてみたらとの指導があり、観光協会の協力も得て農会中心で取り組みました。

後日、既に農地中間管理事業を活用している先の法人から農地中間管理機構を紹介していただき連携して取り組むことになりました。

同時期に市から新規就農者へ貸付できる農地を探しているとの連絡があり、農会で把握している保管理農地を機構を通じて貸付ける調整を行いました。

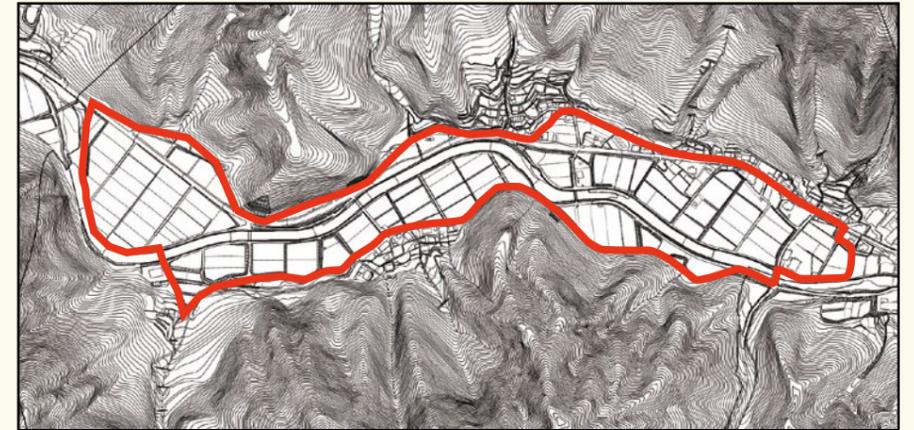
農会では、新規就農者と地区との関係を深めるため、農会や地区総会、集落活動などへの参加誘導を行うなど、連携を深めることが大切だと考えています。

今後も、農地・担い手問題において農会が果たす役割は大きく、引き続き農地中間管理事業を活用し、農地調整、担い手確保に努めてまいります。

農地中間管理事業の活用状況

実施前

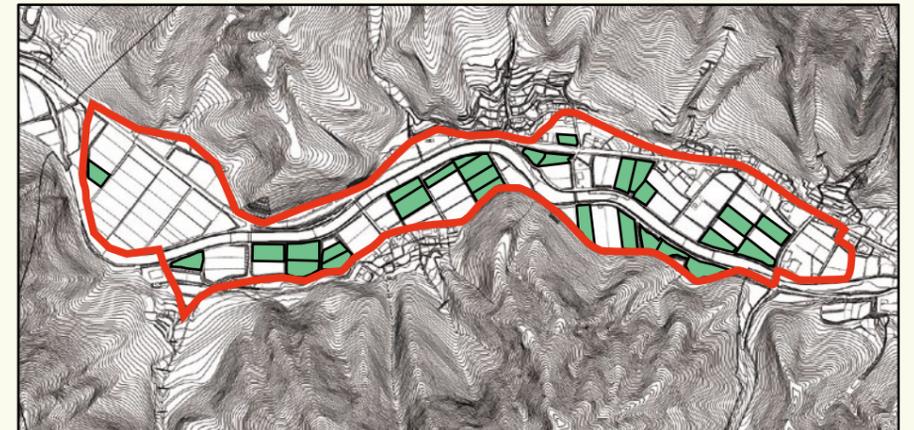
他地区から入作している担い手の撤退や営農組織の解散で2.5haの農地が休耕田となる。



実施後

〈貸付先〉
■認定新規就農者

認定新規就農者に農地を集積・集約化し、休耕田も解消



<p>取組のポイント</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 集落内の保全管理田の増加に対して、農区総会等の話し合いで集落内の担い手では保全できないとの判断から集落外の担い手(企業参入)を含め検討を開始した。 2 当地区への参入希望の企業に対して、機構が集落と企業の間に入りコーディネートし、集落内での協議を重ね、人・農地プランの策定と併せ農地のマッチングを行い企業の農業参入につなげた。
<p>地区概要・特徴</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 下伊勢地区は、姫路市の北西部に位置し、昭和50年代にほ場整備が完了した山あいの水田農業地帯である。 2 以前は水稲作+麦作による水田利用がなされていたが、地域内農業者の高齢化により、近年では保全管理田が点在するようになっていた。(農地面積39.7ha、農家戸数78戸)
<p>推進体制(役割分担)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①市:企業へ貸付希望ある地区の情報提供。人・農地プランへの誘導。各種事務手続き。 ②農業委員会:農地に係る各種情報の確認(字、地番、面積、名義者、相続未了、納税猶予、農業者年金) ③機構:参入企業と地元集落との間での農地のマッチング調整。
<p>取組経過</p>	<p>平成27年11月:参入希望企業から機構に借受希望を受ける。企業から具体的な条件提示に基づき、地元で機構と役員と可能性を検討し、候補地の選定を開始した。 ※企業側参入条件:高速道路インター近く、野菜作付可能なまとまりのある約4haの農地</p> <p>平成27年12月:機構と地元役員とで、貸付け可能と思われる農地の一覧表、地図を作成し企業へ提示した。</p> <p>平成28年1月:企業の関係者が機構の案内で地元を視察。その後、地元役員と双方の条件等を調整し、機構の調整で企業の役員と地元の役員とで各種取り決めを調整した。</p> <p>平成28年11月各種手続きを経て、企業へ農地を貸付</p>
<p>成果・今後の対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 成果と今後の対応 <ol style="list-style-type: none"> ①農地中間管理事業を活用し、農地を集約し、参入企業が希望した面積規模での貸付が実現し、不作付け農地の活用が図られた。 ②市にとって、市外からの企業の農業参入の最初の事例で、今後の農業への企業参入による農地保全モデルとなった。 ③今後は、農業参入した企業が安定して生産が継続できるように地元農会も連携し、人・農地プランの見直しの中で検討も進める。 2 主な担い手:農業参入企業(有限会社モンテローザファーム) 3 定量成果:担い手の集積面積(集積率)の上昇 0ha(0.0%)→4.0ha(10.1%) 4 出し手の感想・意見 適当な作物がなく、管理に困っていたので、不安が解消された。 5 受け手の感想・意見 当初に希望した面積を、一団の団地で借りられたので、計画どおりの経営を進められる。農地中間管理機構がなければ今回の農業参入はできなかったので大変感謝している。

キーマンコメント

企業ニーズと地元集落(農会)ニーズをつなぐ農地集約推進員!!



姫路農地管理事務所
農地集約推進員
高濱 清助

私は、農地中間管理事業が開始された平成26年度から中播磨地区の農地中間管理事業を担当しております。

中播磨地域、とくに姫路市では、市、機構、農業委員会が連携し、積極的に企業の農業参入を推進しておりました。農業への企業参入では、企業側の参入したいニーズは多くありますが、受け入れ側の集落(農会)への企業参入に対する基本的な情報、受け入れによるメリット、注意点等を説明し、理解して頂くことが重要で、この部分は市と機構で丁寧な説明を重ねました。

その結果、公的機関である農地中間管理機構が両者との契約主体となり調整する農地中間管理事業を活用することで両者のニーズに対応したマッチングをすることができました。細かな集落内の調整は、人・農地プランの策定の中で農地利用図も作成しながら市、農業委員会と連携し進めました。

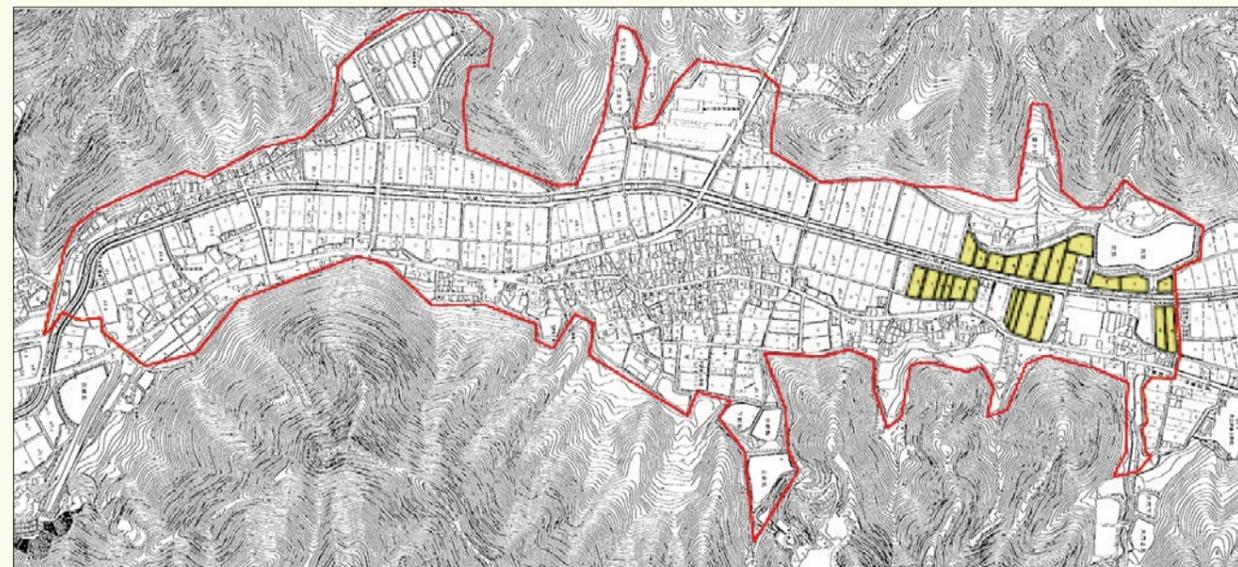
今回の事例を含め改めて感じた事は、集落の農地保全の悩みを私達の日々の活動の中で情報収集し、企業も含めた担い手と集落の農地をしっかりと結び付けることが重要ということでもあります。そのためにも基礎自治体である市が推進する人・農地プラン策定に向けた話し合いから出てくる情報を共有し、その情報をもとに農地中間管理事業を積極的に推進したいと考えております。

農地中間管理事業の活用状況

実施後

〈貸付先〉
■ 農業参入企業

集落(農会)と参入企業が
連携した集積・集約化



取組のポイント	<ol style="list-style-type: none"> 1 遊休農地の解消を目指し日々の活動している農業委員が、担当地区内で発生していた遊休農地の対応について農地中間管理機構に相談し、対応を調整した。 2 農業委員が中心となり、単なる耕作のみによる遊休農地の解消だけでなく、農地の有効利用の観点から地区、地権者、担い手、市、県、機構に加え、出石皿そば協同組合とも連携してそば栽培を検討し、その結果、課題解決に向け人・農地プランも策定し、今後の農地保全の方向性が明確となった。
地区概要・特徴	<ol style="list-style-type: none"> 1 出石町谷山地区は、出石そばで有名な旧出石町の市街地(お城山参道入り口)に近接した谷筋に位置し、昭和54年にはほぼ20a区画で整備され、水稻を中心に土地利用型作物の作付が行われている。 2 地区内には、認定農業者等大規模農家はなく、兼業農家が耕作していたが、高齢化や後継者不在により、ほとんどがリタイア・規模縮小しており遊休農地が激増している。 3 現在、2人の兼業農家が耕作しているが、高齢で後継者もなくリタイアを希望しているなか、将来に向けて地域農地の保全が課題であった。(農地面積6.8ha、農家戸数3戸)
推進体制(役割分担)	<ol style="list-style-type: none"> ①地区：人・農地プランの作成、地権者の合意、地域の合意形成 ②そば組合：地区及び担い手への支援 ③農業委員会：農業委員による地域の合意形成を支援 ④市：会議の企画等、地域の合意形成、事務手続きを支援 ⑤機構：事業説明、関係機関等の調整、農地のマッチング調整
取組経過	<p>平成29年初旬：集落、担い手、皿そば組合、農業委員、市、機構において協議を行い、遊休農地の解消を兼ねた農地活用の方向性を確認</p> <p>平成29年9月：農地のマッチング調整、人・農地プランの話合い</p> <p>平成29年12月までに地域の農地の20%以上を担い手に集積し、遊休農地を一部解消</p>
成果・今後の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 成果と今後の対応 <ol style="list-style-type: none"> ①農業委員を中心に、農業者と行政のみではなく流通・販売先も参画した検討会を開催し、そばの生産から流通、販売まで見据えた農地保全体制が構築できた。 ②今後は、構築された農地保全体制をベースに残る遊休農地の解消を目指すとともに、そば栽培も取り入れた観光資源としての活用も目指す。 2 主な担い手：認定農業者1名 3 定量成果：担い手の集積面積(集積率)の上昇 0ha(0%)→1.5ha(23%) 4 出し手の感想・意見 <p>農地中間管理事業を活用することで、遊休農地の一部が解消し、将来の農地管理の不安が減った。もっと事業活用を増やしてほしい。</p> 5 受け手の感想・意見 <ol style="list-style-type: none"> ①地元農業委員がコーディネートし、さらに機構を活用していることで安心感がある。また、そばの生産、流通、販売体制が整備されるため、作っても売れる安心感は大い。 ②今後、集積・集約化が進み、効率的な経営が行えるようにするため、担い手の育成と農地の条件整備(暗渠、排水路、獣害対策等)が必要である。

キーマンコメント

農業委員の農地への思いが関係者を動かし、遊休農地を解消!!

「出石そばでまちづくり」の強い思いを昔から持っており、農業委員になったことを契機に、そばの生産拡大に向けた農地を探していました。平場のほ場整備田は、水稻中心で確保が難しいため、発想を変えて町内の遊休農地に着目しました。

まずは、日々の農業委員の活動の中で把握している遊休農地とそばの生産意向のある担い手とのマッチングを行いました。担い手からは、そばの販路を確保してほしいとの要望があったため、市、担い手、皿そば組合、農業委員、県、農地中間管理機構が参画した検討チームを立ち上げ、方策を検討しました。

農地の活用については、農会を中心に人・農地プランの策定検討の中で調整を行い、農地中間管理機構を通じて担い手に貸し付けることができました。

しかし、当地区には、まだ遊休農地が存在しています。担い手とのマッチングを進めるうえで、地区の農地情報に精通している農業委員の役割は大きく、今後、益々の活躍を期待しております。

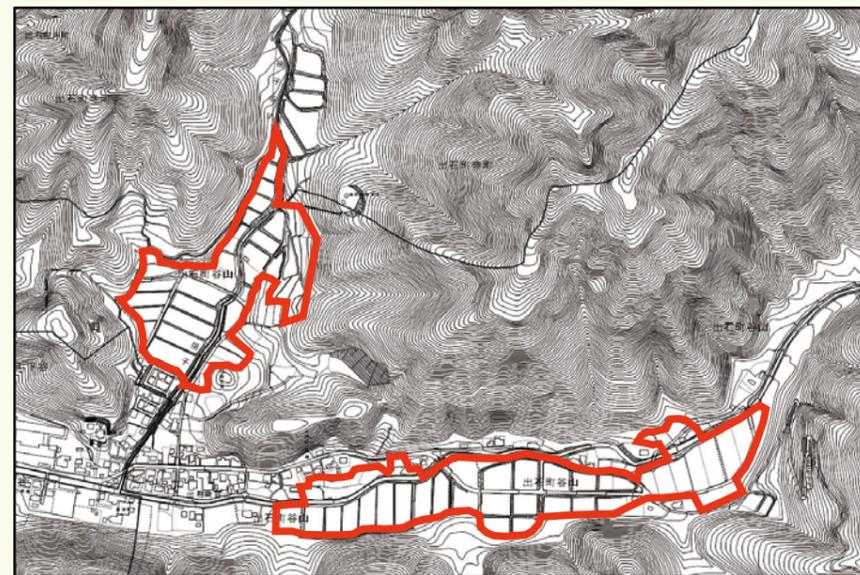


豊岡市農業委員会
会長職代理兼農地部会長(当時)
川見 茂

農地中間管理事業の活用状況

実施前

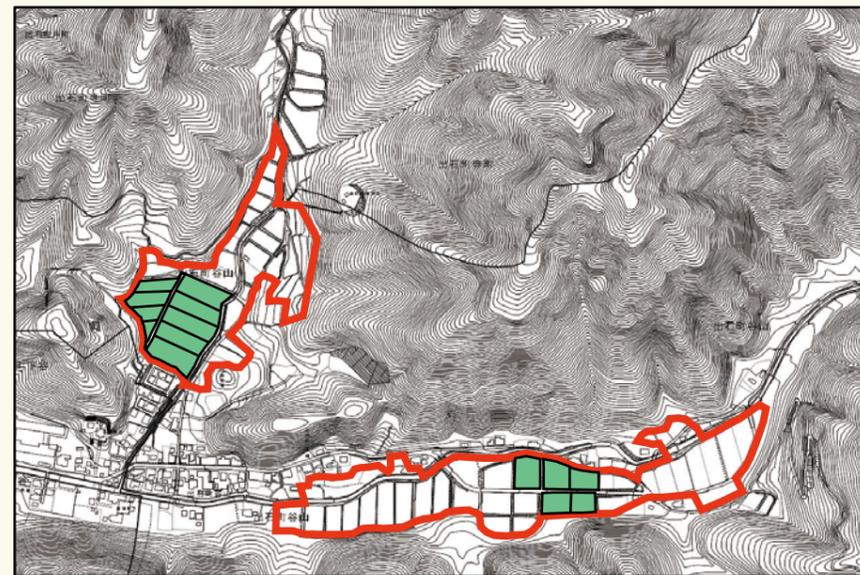
農業委員が中心となり、遊休農地解消に向け検討を開始



実施後

〈貸付先〉
■認定農業者

認定農業者に農地を集積し、遊休農地の解消を開始



○実施前の地域内ほ場



○実施後のほ場(赤線内が作付地)



取組のポイント	<ol style="list-style-type: none"> ほ場整備事業を契機として集落営農組織を設立し、農地集積・集約化を視野に新たな組織経営を目指し、地区内の合意形成を図り法人化を行った。 法人化により経営規模の拡大と経営安定が図られ、人・農地プランの話し合いの中で農地中間管理事業の活用意識が向上し、特に土地改良区の役員を中心に、農地中間管理事業による集積・集約化への取組みを推進した。
地区概要・特徴	<ol style="list-style-type: none"> 大庭地区は、大正時代に整備された10a区画のほ場が多く、道路水路も未整備なことから、生産効率の悪さが課題となっていたため、ほ場整備事業に着手し20.2haの区域が平成29年度に完成した。 ほ場整備事業の進捗と並行して、農地の利用集積を図ることを目的に集落営農組織を設立し、ほ場整備事業の完成と合わせ法人設立を行った。(農地面積20.2ha、農家戸数63戸)
推進体制(役割分担)	<ol style="list-style-type: none"> ①土地改良区:農地調整(地権者と担い手との調整など)、各種事業調整 ②町・農業委員会:法人化支援、事業説明、事務手続き支援、関係機関との調整 ③県:法人化へ向けた話し合い、法人化相談対応、経営計画支援 ④機構:事業説明、事務手続き支援 ⑤JA:法人経営支援
取組経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度からほ場整備事業に着手。担い手への農地集積を検討 ・平成27年3月、将来的な法人化を目指し、集落営農を組織化 ・平成29年5月、集落営農組織を法人化 ・平成29年10月までに地域の農地の65%以上を法人に集積
成果・今後の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 成果と今後の対応 <ol style="list-style-type: none"> ①土地改良事業を契機として人・農地プランの策定、集落営農組織の法人化、農地中間管理事業の活用の一体的推進が図られ、農地の長期保全体制が構築できた。 ②今後は、水稻については特別栽培米や酒米の作付面積の拡大を図り、また低コスト省力化技術として直播栽培、密苗栽培に取組む。さらに水稻以外では高収益作物(白ネギ)を導入し、法人の経営安定化を図る。 2 主な担い手:集落営農法人(農事組合法人戸田営農組合) 3 定量成果 <ol style="list-style-type: none"> ①担い手の集積面積(集積率)の上昇 0.8ha(4.0%)→14.2ha(70.3%) ②農事組合法人の他地区を含む経営規模の拡大 0ha→13.0ha 4 出し手の感想・意見 農地中間管理事業を活用することで、将来の農地管理の不安が解消された。 5 受け手の感想・意見 <ol style="list-style-type: none"> ①ほ場整備事業の実施により、耕作条件が大幅に改善され、管理作業も含め大幅な労働時間の低減につながることも、集積・集約化が進み、効率的な経営が行えるようになった。 ②ほ場整備事業と農地中間管理事業との連携による相乗効果が発揮され、地区内では農業経営の効率化、所得向上につながると期待している。

キーマンコメント

土地改良区が先導して農地中間管理事業を活用した集積、集約化!!

土地改良事業の実施をめざし、大庭ほ場整備組合の設立や大庭土地改良区の設立に携わってきました。

私たちの農地中間管理事業の推進の特徴は、土地改良区が中心となり町、普及センター、農地中間管理機構のサポートを得て農地の調整を図ってきたことです。

当初、地権者からは「10年預けるのは長い」との発言が多くありましたが、土地改良区役員が地権者と農地の主な担い手である営農組合の間に入り、今後の大区画ほ場の営農形態や農地保全手法を人・農地プランの話し合いの中で丁寧に説明しました。

その後、地権者に農地中間管理事業の活用の意思確認を行ったところ、ほとんどの地権者から活用したいとの回答を得ました。このことで、担い手への農地の集積、集約化がスムーズに行うことができ、現在、地権者から「機構に預けて良かった」との声が多く聞かれています。

地区全体で農地を守るには、自家消費米を生産する兼業農家も重要であり、集落営農法人とエリア分けにも配慮しました。

また、営農組合の役員を中心に60歳代後半であるため、今後、役員のリタイアに対応して少人数で耕作できる農地の大区画化について地区内で既に同意を得ており、農地を長期保全する手法として農地中間管理事業を活用していきたいと考えています。



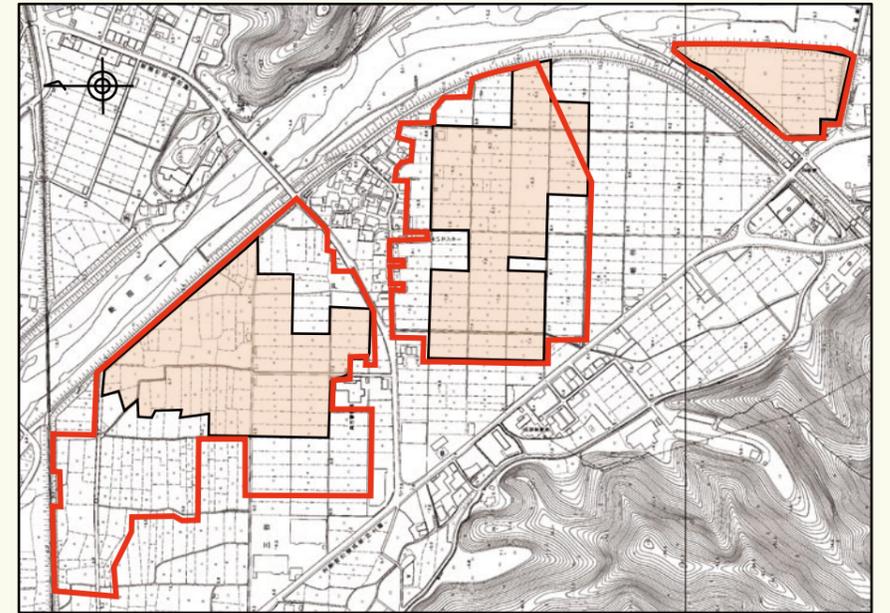
新温泉町大庭土地改良区
理事長
中田 雄久

農地中間管理事業の活用状況

実施前

〈耕作状況〉
■集落営農組織

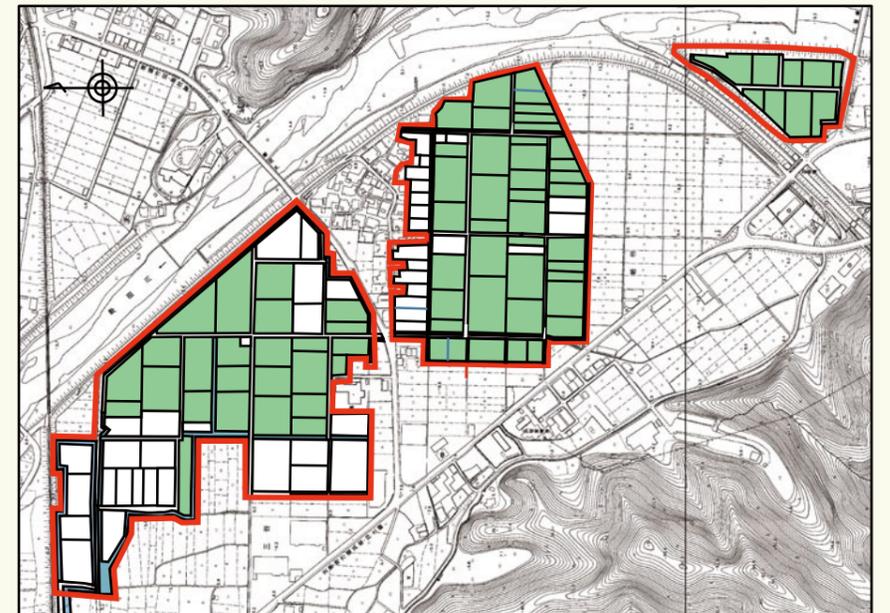
ほ場整備の工事の開始と合わせ、集落営農組織の法人化の検討を開始
○平均区画面積:10a



実施後

〈貸付先〉
■集落営農法人

ほ場整備の工事が終了し、集落営農組織の法人化に合わせ農地中間管理事業を活用した長期の権利設定を実施
○平均区画面積:50a



農地中間管理事業とは



公的機関である機構が
間に入ることで、農地の出し手と
受け手(担い手)双方とも
安心して地域農業の発展に
取り組むことができます。

農地中間管理事業のご利用にあたって

1 農地中間管理機構が借り受ける農用地等の基準

- 農業振興地域内の農用地等に限り、10年以上とします。
- 農用地等を借り受ける期間は、10年以上とします。
- なお、機構が借り受ける農用地等は次のものを除きます。
 - 農用地等として利用することが著しく困難な農用地等(市町で再生不能と判定されている遊休農地など)

2 農地の受け手 … 借受希望者募集への応募が必要です。

応募に当たっては、「農用地等借受希望申込書※」に必要事項を記入して、市町又は、最寄りの農地管理事務所に提出してください。

なお、申込書の有効期限は、受付日から3回目の12月31日までです。(最長3年間有効)

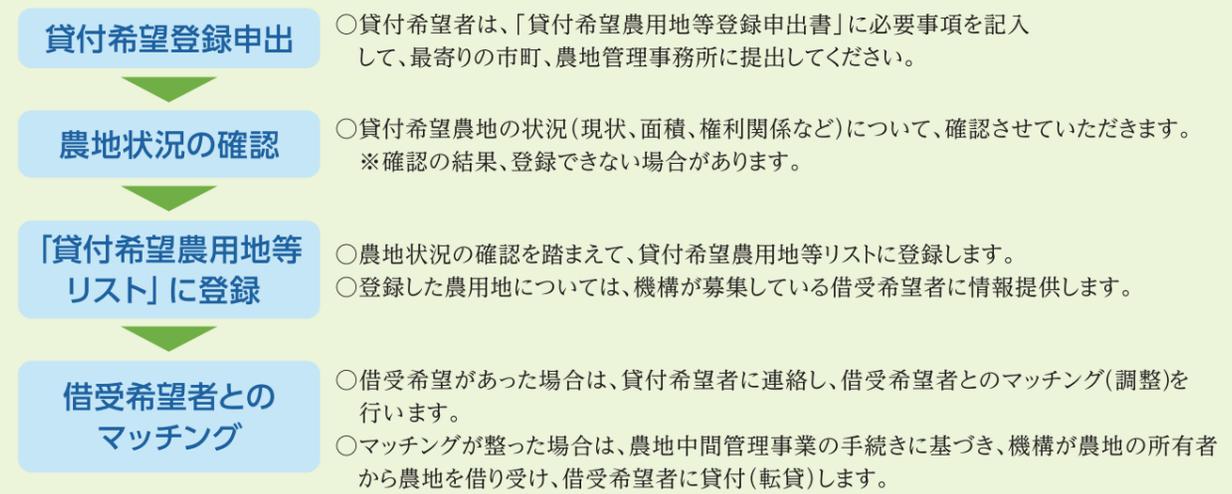
3 農地の出し手 … 貸付を希望する農地を登録してください。

登録に当たっては、「貸付希望農用地等登録申出書※」に必要事項を記入して、市町又は、最寄りの農地管理事務所に提出してください。

※「農用地等借受希望申込書」、「貸付希望農用地等登録申出書」は、機構ホームページ (<http://www.forest-hyogo.jp>) に掲載しています。



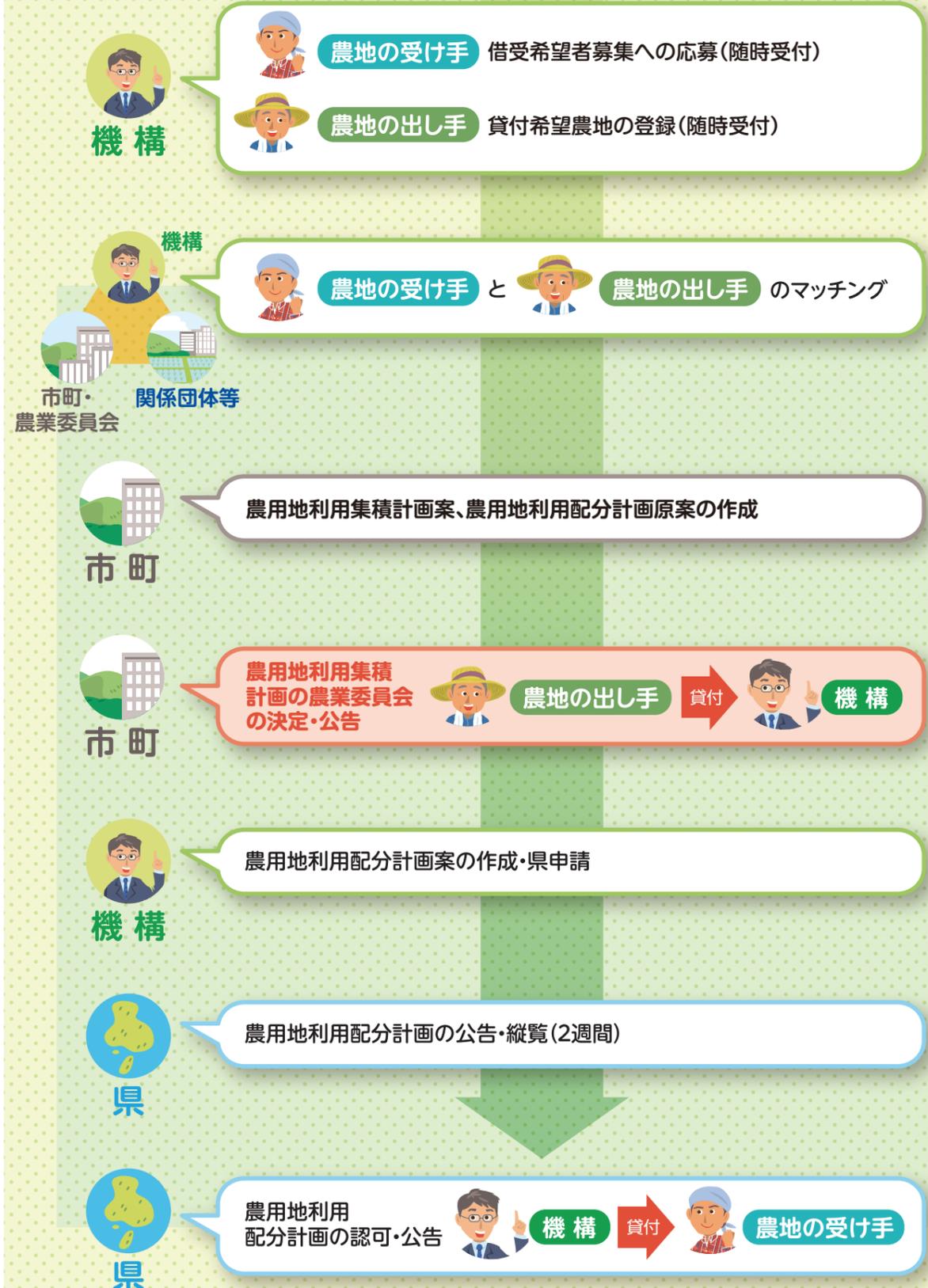
貸付希望農用地等の登録とマッチングの流れ



留意事項

- 借受者が見つからないなど、農地中間管理事業を活用できない場合があります。
- 一定期間を経ても借受者が見つからない場合は、申出者に連絡のうえ、「貸付希望農用地等リスト」から削除します。

事務手続の流れ



事務期間約3ヶ月